

○国土交通省告示第千三百五十号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十年十一月十七日

国土交通大臣 金子 一義

国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件

「改正 令和六年八月一日 国土交通省告示第千五十八号」

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十二条第一項に規定する建築物の敷地及び構造の点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表の(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ハ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

別表

敷地及び地盤			
(一)	(二)	(三)	
地盤	敷地	塀	(い) 点検項目
地盤沈下等による 不陸、傾斜等の状 況	敷地内の排水の状 況	組積造の塀又は補 強コンクリートブ ロック造の塀等の	(ろ) 点検方法
目視又はこれに類す る方法（以下「目視 等」という。）によ り確認する。	目視等により確認す る。	目視、下げ振り等に より確認する。	
建築物周辺に陥没があり 、安全性を著しく損ねて いること。	排水管の詰まりによる汚 水のあふれ等により衛生 上問題があること。	著しいひび割れ、破損又 は傾斜が生じているこ と。	(は) 判定基準

建 二 築			
(一)	(五)	(四)	
基礎	擁壁		
況 基礎の沈下等の状	況 プの維持保全の状	傷の状況 擁壁の劣化及び損傷の状況	劣化及び損傷の状況
閉具合等により確認	目視等及び建具の開 て鉄筋棒等を挿入し 確認する。	目視等により確認す る。	
び割れがあること又は建	地盤沈下に伴う著しいひ 割れがあること又は建	著しい傾斜若しくはひび 割れがあること又は目地 部より土砂が流出してい ること。	

物の外部			
(四)	(三)	(二)	
土台（木造に限る。）			
土台の劣化及び損傷の状況	土台の沈下等の状況	基礎の劣化及び損傷の状況	
目視等及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等による	目視等及び建具の開閉具合等により確認する。	目視等により確認する。	する。
木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさ	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉等に支障があること。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。	具開閉等に支障があること。

(七)	(六)	(五)	
			外壁
			躯体等
補強コンクリート ブロック造の外壁 躯体の劣化及び損 傷の状況	組積造の外壁躯体 の劣化及び損傷の 状況	木造の外壁躯体の 劣化及び損傷の状 況	
目視等により確認す る。	目視等により確認す る。	目視等により確認す る。	り確認する。
目地モルタルに著しい欠 落があること又はブロッ ク積みに変位等があるこ と。	れんが、石等に割れ、ず れ等があること。	木材に著しい腐朽、損傷 若しくは虫害があること 又は緊結金物に著しいさ び、腐食等があること。	び、腐食等があること。

(十)	(九)	(八)
-----	-----	-----

等 上 げ 材 外 装 仕		
び 損 傷 の 状 況	鉄骨造の外壁躯体 の劣化及び損傷の 状況	鉄筋コンクリート 造及び鉄骨鉄筋コ ンクリート造の外 壁躯体の劣化及び 損傷の状況
ル タ ル 等 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況	目視等により確認す る。	目視等により確認す る。
診 等 （ 無 人 航 空 機 に	コンクリート面に鉄筋露 出又は著しい白華、ひび 割れ、欠損等があるこ と。	鋼材に著しいさび、腐食 等があること。
る こ と。	外壁タイル等に剥落等が あること又は著しい白華 、ひび割れ、浮き等があ ること。	

よる赤外線調査であ
つて、テストハンマ
ーによる打診と同等
以上の精度を有する
ものを含む。以下こ
の項において同じ。
～により確認し、そ
の他の部分は目視等
により確認し、異常
が認められた場合に
あつては、全面打診
等（落下により歩行
者等に危害を加える
おそれのある部分の
全面的な打診等をい
う。以下この項にお

いて同じ。）により
確認する。ただし、
竣工後、外壁改修後
又は全面打診等を実
施した後十年を超え
、最初に実施する定
期点検等にあつては
、全面打診等により
確認する（三年以内
に実施された全面打
診等の結果を確認す
る場合、三年以内に
外壁改修等が行われ
ることが確実である
場合又は別途歩行者
等の安全を確保する

(十三)	(十二)	(十一)	

乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び	
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	ための対策を講じている場合を除く。
ひび割れ、欠損等があること。	パネル面又は取合い部が著しいさび等により変形していること。	さび汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。	

	(十四)	(十五)	(十六)
	窓サッシ等	外壁に 緊結さ れた広 告板、 空調室 外機等	
損傷の状況	サッシ等の劣化及び損傷の状況	機器本体の劣化及び損傷の状況	支持部分等の劣化及び損傷の状況
	目視等又は開閉により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。
	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。	機器本体に著しいさび又は腐食があること。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。

三 屋 上 及 び 屋 根			
(一)	(二)	(三)	(四)
屋上面	屋上回り(屋 上面を除 く。)		
屋上面の劣化及び 損傷の状況	パラペットの立ち 上り面の劣化及び 損傷の状況	笠木モルタル等の 劣化及び損傷の状 況	金属笠木の劣化及
目視等により確認す る。	目視等及びテストハ ンマーによる打診等 により確認する。	目視等及びテストハ ンマーによる打診等 により確認する。	目視等及びテストハ
歩行上危険なひび割れ若 しくは反りがあること又 は伸縮目地材が欠落し植 物が繁茂していること。	モルタル等の仕上げ材に 著しい白華、ひび割れ等 があること又はパネルが 破損していること。	モルタル面に著しいひび 割れ、欠損等があるこ と。	笠木に著しいさび若しく

(七)	(六)	(五)	
機器及び工作物（冷却	屋根		
機器、工作物本体及び接合部の劣化	屋根の劣化及び損傷の状況	排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	び損傷の状況
目視等及びテストハンマーによる打診等	目視等により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	ンマーによる打診等により確認する。
機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋	屋根ふき材に割れ、さび若しくは腐食があること又は緊結金物に著しい腐食等があること。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。	は腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。

四 建 築 物 の 内 部			
(一)	(八)		
防火 区画	塔設備、広 告塔等)		
防火区 画の外 周部			
延焼のおそれのあ る部分及び外壁で 準耐火構造又は耐 火構造としなけれ ばならない部分の 開口部に設けられ た防火設備の劣化	支持部分等の劣化 及び損傷の状況	及び損傷の状況	
目視等により確認す る。	目視等及びテストハ ンマーによる打診等 により確認する。	により確認する。	
開口部に設けられた防火 設備に損傷があること。	支持部分に緊結不良若し くは緊結金物に著しい腐 食等又はコンクリート基 礎等に著しいひび割れ、 欠損等があること。	根との接合部に著しいさ び、腐食等があること。	

(四)	(三)	(二)		
部分 する に面 室内 壁の				
躯体等				
及び損傷の状況	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び	
	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	
	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。	

(七)	(六)	(五)	

耐火構造の壁			
損傷の状況	鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	各部材の劣化及び損傷の状況
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
各部材又は接合部に穴又は破損があること。	鋼材に著しいさび、腐食等があること。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	

(十)	(九)	(八)	
床			
躯体等		又は準 耐火構 造の壁 （防火 区画を 構成す る壁に 限る。 ）	
鉄骨造の床躯体の	木造の床躯体の劣 化及び損傷の状況	鉄骨の耐火被覆の 劣化及び損傷の状 況	
目視等により確認す	目視等により確認す る。	点検口等から目視等 により確認する。	
鋼材に著しいさび、腐食	木材に著しい腐朽、損傷 若しくは虫害があること 又は緊結金物に著しいさ び、腐食等があること。	耐火被覆の剥がれ等によ り鉄骨が露出しているこ と。	

[illegible]

(十七)	(十六)	(十五)	(十四)
		防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	特定天井井
			特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況
戸の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明	戸の閉鎖又は作動の状況	本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。
目視等により確認する。	各階の主要な戸の閉鎖又は作動を確認すること。	目視等により確認する。	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。
	戸が閉鎖又は作動しないこと。	防火区画に設けられた常閉防火設備に変形又は損傷があること。	
	物品が放置されていること等により戸の閉鎖又は作動に支障があること。		

(二十)	(十九)	(十八)	
石綿等を添加した建築材料	照明器具、懸垂物等		
吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の○	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	常時閉鎖又は作動した状態にある戸の固定の状況	器具及び懸垂物等の状況
三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	
表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われて	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。	常時閉鎖又は作動した状態にある戸が開放状態に固定されていること。	

五 避 難 施 設 等			
(二)	(一)	(二十一)	
出入口	廊下		
物品の放置の状況	物品の放置の状況	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	・一パーセントを超えるものの劣化の状況
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	
物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。	避難の支障となる物品が放置されていること。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。	いないこと。

(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	
階段		避難上有効なバルコニー			
階段					
階段各部の劣化及	物品の放置の状況	避難器具の操作性の確保の状況	物品の放置の状況	手すり等の劣化及び損傷の状況	
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等及び作動により確認する。	目視等により確認する。	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	
モルタル等の仕上げ材に	通行に支障となる物品が放置されていること。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。	避難に支障となる物品が放置されていること。	著しいさび又は腐食があること。	

(九)	(八)	

特別避	難階段 れた避 設けら 屋外に	
階段室又は付室（	況 開放性の確保の状	び損傷の状況
目視等及び作動によ	る。 目視等により確認す	る。
排煙設備が作動しないこ	こと。 開放性が阻害されている	ひび割れがあること、鋼材にさび又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等により安全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じていること。

	(十)	(十一)	(十二)
等 設 備			
排煙設備			
防煙壁			
損傷の状況	物品の放置の状況	付室等の外気に向かつて開くことができる窓の状況	難階段 以下「付室等」という。の排煙設備の作動の状況
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等及び作動により確認する。	り確認する。
防煙壁に亀裂、破損、変形等があること。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。	外気に向かつて開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	と。

六 その 他					
(一)			(十四)		(十三)
特殊 な構 造等			その 他の 設備 等		
膜構造 建築物 の膜体 、取付 部材等			非常用 の進入 口等		排煙設 備
膜体及び取付部材 の劣化及び損傷の 状況			非常用の進入口等 の維持保全の状況		排煙口の維持保全 の状況
目視等により確認す る。ただし、三年以 内に実施した点検の 記録がある場合に あつては、当該記録に より確認すること で			目視等により確認す る。		目視等により確認す るとともに、開閉を 確認する。
膜体に破れ、雨水貯留、接 合部の剥がれ等があるこ と。			物品が放置され進入に支 障があること。		排煙口が開閉しないこと 又は物品により排煙に支 障があること。

(六)			(五)	(四)		
煙突			避雷設備			
る煙突	に設け	建築物		況	動の状	造の可 上部構
化及び損傷の状況	物との接合部の劣	煙突本体及び建築	の状況 避雷針、避雷導線 等の劣化及び損傷		状況	上部構造の可動の
る。	目視等により確認す		目視等により確認す	足りる。	記録がある場合にあ	目視等により確認す
は腐食又は著しいさび、	接合部に鉄筋露出若しく	煙突本体及び建築物との	食、破損又は破断がある		記録がある場合にあ	上部構造の水平移動に支

この告示は、令和七年七月一日から施行する。

附 則

(七)						
又は工	作物で	高さ六	メートル	ルを超	える煙	突
		付帯金物の劣化及び損傷の状況				
		目視等により確認する。				
さび汁、ひび割れ、欠損等があること。		付帯金物に著しいさび、腐食、緊結不良等があること。				